

奈良県告示第百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、笛堂土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和二年六月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 森川 元嗣

葛城市笛堂二二二〇

理事 高橋 靖

五二五

監事 西岡 秀信

四四九一一

監事 高橋 三夫

二四九一三

監事 西井 義次

六一一

監事 高橋 政博

三二一

監事 吉川 昌敏

五四四一二

監事 飯田 康順

五一七

理事 吉川 弘孝

一一一二

理事 吉川 弘孝

五一七

監事 西井 義次

一一一二

監事 西岡 秀信

五四九一一

監事 高橋 靖

五六三五

監事 高橋 三夫

二四九一三

監事 森川 元嗣

五六〇一一

杉本 博教

四八〇

二 就任役員の役名、氏名及び住所

葛城市笛堂二五七一

理事 吉川 祐司

五七二

監事 堀川 雅樹

一一一二

監事 西井 義次

四五九一一

監事 西岡 秀信

六一一

監事 高橋 靖

二三〇

監事 堀川 雅樹

五七二

監事 森川 元嗣

二四九一三

杉本 博教

善宜